

(案)



認可保育所等整備・運営事業者 募集要項



平成〇〇年〇〇月

四万十市

(案)



目 次

1	募集の趣旨	2
2	募集の条件	2
3	施設整備及び運営に関する基本的事項	2
4	応募者の資格条件	3
5	欠格事項	3
6	スケジュール	4
7	施設整備に関する補助制度	4
8	説明会	4
9	質問の受付及び回答	5
10	申請書類の提出	5
11	プレゼンテーション審査	5
12	申請の辞退	5
13	法人の選定方法等	6
14	審査結果の通知	6
15	移管先法人との協定の締結	6
16	問い合わせ先及び提出先	6

(案)

1 募集の趣旨

四万十市（以下「市」といいます。）では、平成29年度に策定しました「四万十市保育計画」に基づき、多様化し、増加する保育ニーズに適切に対応するため、認可保育所等の施設整備を推進することにより、保育サービスの拡充に努めています。

つきましては、新たに認可保育所を整備し、継続的に運営を担う意欲と責任のある事業者からの整備・運営に関する事業提案を募集するものです。

2 募集の条件

本公募は、市が指定する土地に対し、保育施設を設備・運営の実現可能性について一定の見通しを立てた上で事業提案を行っていただくものです。

施設種別	認可保育所または認定こども園
開設年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
開設場所	高知県四万十市中村東町一丁目 23 番
定員	①総定員 概ね 150 名以上 ②年齢構成 0 歳児から 5 歳児とする ③年連別定員 0 歳児から 2 歳児は概ね 60 名程度 3 歳児から 5 歳児は概ね 90 名程度
基本開所時間	午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分
特別保育事業	①障害児保育 ②延長保育 ③一時預かり ④休日保育 ※上記①から④に定めるもののほか、追加の事業提案も可能

3 施設整備及び運営に関する基本的事項

事業提案及び保育所の整備・運営に当たっては、次に掲げる事項のほか、本要項に定める各種事項を満たす必要があります。

(1) 施設整備

ア 基準面積以上のゆとりある保育スペースを確保すること。

イ 保育所使用部分は、原則、地上 2 階までであること（地下は原則不可）。

ウ 敷地内に、保護者が送迎の際に一時的に使用する自動車駐車場を必要台数分確保すること。

エ 保育所の敷地内に園庭を有し、ゆとりある面積を確保すること。

(2) 施設運営に関する事項

(案)

ア 職員配置にあたっては、国の配置基準以上の配置に努め、年齢や経験年数等のバランスを考慮すること。

イ 開設までに職員研修等を十分に行い、人材育成に努めること。

4 応募者の資格条件

本公募における応募者の資格条件は次のとおりです。なお、応募登録届出書の提出後において資格条件を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとして、応募は無効となります。

(1) 法人種別

応募登録届出書の提出日（以下「応募日」といいます。）現在において、次に掲げるいずれかの法人格を有する者であること。

ア 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人又は私立学校法第 3 条で規定する学校法人であること。

イ 認可保育所等を安定的に運営しており、その運営実績が平成〇〇年〇〇月〇〇日現在、継続的に 3 年以上ある法人であること。

ウ 保育所を運営するために必要な経営基盤があること。

エ 法人及びその役員が、四万十市暴力団排除条例(平成 27 年四万十市条例第 3 号)第 2 条第 1 号から第 5 号の規定に該当しないこと。

オ 法人の役員が、国税及び地方税を滞納していないこと。

カ 法人及びその役員が、四万十市の公共料金等を滞納していないこと。

(2) その他

上記に掲げるもののほか、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

ア 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築けること。

イ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、良好な実績のあること。

ウ 保育所を運営するために必要な社会的信望を有していること。

エ 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号の基準に該当しないこと。

オ 市の保育行政について積極的に協力できること。

カ 本要項に定める全ての事項を厳守できること。

5 欠格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

(1) 「4 応募者の資格条件」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合。

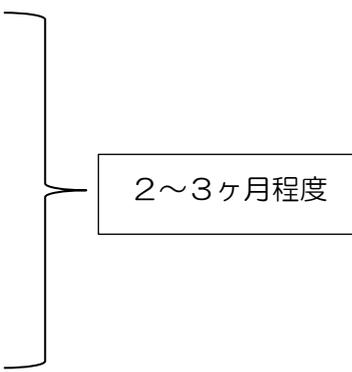
(2) 申請書類の提出期限を過ぎて書類を提出した場合。ただし、申請書類に誤字や脱字など軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定め、補正を認めることとします。

(案)

- (3) 申請書類に虚偽又は不正があった場合。
- (4) 特別の事情が無く指定されたプレゼンテーション審査時刻に遅れた場合。
- (5) その他不正行為があったと市長が認めた場合。

6 スケジュール

募集から法人候補者の決定までの主なスケジュールは以下のとおりです。

- (1) 法人募集開始
 - (2) 説明会参加申込期限
 - (3) 説明会
 - (4) 質問の受付期限
 - (5) 市申請書類の提出期限
 - (6) プレゼンテーション審査
 - (7) 法人候補の決定・通知
 - (8) 協定書の締結
- 
- 2~3ヶ月程度

7 施設整備に関する補助制度

平成31年4月現在、保育所の施設整備及び運営に関する財政支援を市の予算の範囲内で、次のとおり行っています。

今後、国や県の助成制度の改正に伴い、市における当該補助制度も変更となる予定です。

(1) 施設整備補助

「四万十市保育所等整備事業補助金交付要綱」に基づき、施設整備に係る費用の一部に対する財政支援を行っています。なお、当該補助制度を利用するにあたっては、次に掲げる事項にご留意ください。

ア 補助対象とする契約については、市の指示に従い、市が定める契約手続きの取扱いに準拠すること

イ 「四万十市指名競争入札心得」に従い、適正な事務の取扱いの徹底を図ること。

8 説明会

説明会を下記の内容で実施します。説明会には必ずご参加ください。参加されない法人は応募資格がないものとします。

- (1) 日 時：平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (2) 場 所：四万十市役所3階会議室（四万十市中村大橋通4丁目10番地）
- (3) 申 込 方 法：「説明会参加申込書」を電子メール又はFAX
- (4) 申 込 期 限：平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (5) 申 込 先：最終項「16 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(案)

(6) そ の 他：説明会への参加者は1法人につき2名までとします。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ①提出書類：「質問書」によるものとします。
- ②提出期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日
- ③提出方法：電子メール又はFAX
- ④提出先：最終項「16 問い合わせ先及び提出先」のとおり

(2) 質問の回答

原則として個別の回答は行いません。回答は説明会に参加されたすべての法人あてに電子メール又はFAXにて回答します(質問を受け付けてからおおむね3日以内に回答)。

10 申請書類の提出

- (1) 申請書類：別冊「申請書類様式集」によるものとします。
- (2) 提出期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (3) 提出部数：正本1部、副本10部(複写可)の計11部
- (4) 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出してください。持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限必着のこと。電子メールによる提出は受理いたしません。
- (5) 提出先：最終項「16 問い合わせ先及び提出先」のとおり
- (6) そ の 他：提出後の申請書類の差替えは提出期限までの間に限り認めるものとします。なお、申請書類の返却は行いません。

11 プレゼンテーション審査

- (1) 日 時：平成〇〇年〇〇月〇〇日
※時間については、後日、すべての申請者に通知します。
- (2) 場 所：四万十市役所3階会議室(四万十市中村大橋通4丁目10番地)
※詳細については、後日、すべての申請者に通知します。
- (3) そ の 他：プレゼンテーションは申請書類に基づいた内容とし、追加での資料配布は認めません。

12 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は下記にて手続きしてください。

- (1) 申請書類：「申請辞退届」のとおり

(案)

- (2) 提出期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日
- (3) 提出部数：1部
- (4) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限必着のこと。電子メールによる提出は受理いたしません。
- (5) 提出先：最終項「16 問合わせ先及び提出先」のとおり

13 法人の選定方法等

- (1) 審査体制等
選定委員会において審査します。審査は書類審査及びプレゼンテーション審査によるものとします。
- (2) 評価項目
評価項目は、「評価基準表」のとおりとします。
- (3) 選定委員会における法人の候補者選定結果に基づき、市長が法人を決定します。

14 審査結果の通知

法人の候補者の選定結果については、四万十市公式サイトにおいて公表するほか、すべての申込者に対し文書をもって通知します。なお、公表及び通知内容については、候補者（及び次点者）の法人名のみとし、点数等の開示は行いません。

15 法人との協定の締結

市は、決定した法人と民営化に係る詳細事項について協議を行い、これに基づいて協定を締結します。

16 問合わせ先及び提出先

〒787-8501
高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地
四万十市子育て支援課 保育係
電話：0880-34-1780（直通）
FAX：0880-34-9003
メール：hoiku@city.shimanto.lg.jp